

## 別紙 4

# 農産物検査の検査結果等報告 マニュアル

### 検査結果報告

第 1	検査結果報告書の作成	・・・	4-1
第 2	検査結果報告書の提出	・・・	4-1
第 3	報告書の取りまとめ等	・・・	4-1
第 4	検査結果の公表等	・・・	4-2
○	別表 農産物検査結果の報告様式及び期日	・・・	4-3
○	別記様式（地域登録検査機関→愛知県知事）		
第 1 号	国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書	・・・	4-4
第 1 号-2	水稲うるち玄米の機械鑑定による品位についての検査の検査結果報告書	・・・	4-5
第 2 号	国内産米穀の等級理由別検査結果報告書	・・・	4-6
第 3 号	国内産麦類の等級理由別検査結果報告書	・・・	4-7
第 4 号	国内産大豆の等級理由別検査結果報告書	・・・	4-8
第 5 号	国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書	・・・	4-9
第 6 号	外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書	・・・	4-10
第 7 号	成分検査に係る検査結果報告書	・・・	4-11
○	様式（愛知県知事→東海農政局長）		
第 1 号	国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書	・・・	4-12
第 1 号-2	水稲うるち玄米の機械鑑定による品位についての検査の検査結果報告書	・・・	4-13
第 2 号	国内産米穀の等級理由別検査結果報告書	・・・	4-14
第 3 号	国内産麦類の等級理由別検査結果報告書	・・・	4-15
第 4 号	国内産大豆の等級理由別検査結果報告書	・・・	4-16
第 5 号	国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書	・・・	4-17
第 6 号	外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書	・・・	4-18
第 7 号	成分検査に係る検査結果報告書	・・・	4-19

## 別紙 4

### 農産物検査の検査結果等報告マニュアル

#### 第 1 検査結果報告書の作成

地域登録検査機関は、自らが実施した農産物検査について、法第20条第3項及び規則第20条の規定に基づき、農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件（平成13年3月22日農林水産省告示第445号。以下「報告規程」という。）に準拠して知事が定める様式（別記様式第1号～第7号）に従い、検査結果報告書を作成する。

なお、検査結果報告書は、電磁的方式により作成することができるものとする。

#### 第 2 検査結果報告書の提出

地域登録検査機関は、第1の報告書を報告規程に定める期日（別表の地域登録検査機関の報告期日）までに、知事に報告する。

ただし、報告の期日が県の休日に関する条例（平成元年愛知県条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ知事に報告するものとする。

#### 第 3 報告書の取りまとめ等

知事は、地域登録検査機関から受理をした報告について、様式第1号～第7号に取りまとめ、別表に掲げる期日までに電子メールにより地方農政局長に報告する。

ただし、報告期日が県の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ地方農政局長に報告する。

## 第4 検査結果の公表

### 1 公表時期

知事は、取りまとめた検査結果について、公表の必要があると認める場合は、農林水産省農産局長が公表した後に、ホームページへの掲載等により公表を行うことができる。

この場合、知事は、地方農政局長から登録検査機関であって農産物検査を行う区域が複数の区域である登録検査機関（以下「広域登録検査機関」という。）の検査結果の提供を受け、地域登録検査機関と広域登録検査機関の検査結果を合算したものとする。

### 2 公表内容

検査結果の公表内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 国内産米穀の検査結果
- (2) 国内産麦類の検査結果
- (3) 国内産大豆の検査結果
- (4) 輸入農産物の検査結果
- (5) 知事が公表の必要があると認める検査結果

## 別表

## 農産物検査結果の報告様式及び期日

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	地域登録検査機関の報告		知事の報告	
				様式	期日	様式	期日
品位等検査	米穀 (輸入に係るものを除く。)	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産（生産された翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から8月31日までの間	別記様式第1号、第1号-2及び第2号	9月10日	様式第1号及び第2号	9月20日
			当年産の9月から12月までの毎月1日から末日までの間		翌月の10日		翌月の20日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月10日		翌年4月20日
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月10日		翌年7月20日
			当年産の翌年7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月10日		翌年11月20日
			4月1日から8月31日までの間		別記様式第1号及び第3号		9月10日
9月1日から10月31日までの間	11月10日	11月20日					
11月1日から翌年1月31日までの間	翌年2月10日	翌年2月20日					
翌年2月1日から翌年3月31日までの間	翌年4月10日	翌年4月20日					
大豆 (輸入に係るものを除く。)	同 上	4月1日から12月31日までの間 翌年1月から翌年3月までの毎月1日から末日までの間	別記様式第1号及び第4号	翌年1月10日	様式第1号及び第4号	翌年1月20日	
				翌月の10日		翌月の20日	
小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉 (輸入に係るものを除く。)	同 上	4月1日から12月31日までの間 翌年1月1日から翌年2月末日までの間 翌年3月1日から翌年3月31日までの間	別記様式第5号	翌年1月10日	様式第5号	翌年1月20日	
				翌年3月10日		翌年3月20日	
				翌年4月10日		翌年4月20日	
輸入に係る農産物	同 上	4月1日から翌年の3月31日までの間	別記様式第6号	翌年5月31日	様式第6号	翌年7月20日	
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年3月31日までの間	別記様式第7号	翌年4月10日	様式第7号	翌年4月20日

別記様式第1号

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類： \_\_\_\_\_

生産年度： \_\_\_\_\_

検査区分	銘柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	特上	特等	1等 (合格)	2等	3等 (等外)	規格外 (等外上)	備 考
(検査区分) 計											
(検査区分) 計											
合 計											

- 備考
- 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
  - 2 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）、法第6条の品位等検査（麦の品位等検査）及び法第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。なお、検査区分ごとに合計を設けること。
  - 3 数量の単位は、キログラムとすること。



別記様式第2号

国内産米穀の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産米穀の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類：  
\_\_\_\_\_

生産年度：  
\_\_\_\_\_

等級	検査数量	整粒不足	形質	水分過多	被害粒	死米	着色粒	異種穀粒	異物	その他
特等										
1等										
2等										
3等										
等外										
規格外										
計										

- 備考
- 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
  - 2 数量の単位は、キログラムとすること。

別記様式第3号

国内産麦類の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産麦類の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類：  
\_\_\_\_\_

生産年度：  
\_\_\_\_\_

等級	検査数量	容積重	整粒不足	形質	水分過多	被害粒	異種穀粒	異物	その他
2等									
規格外 (等外上)									
計									

- 備考
- 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
  - 2 数量の単位は、キログラムとすること。



別記様式第4号

国内産大豆の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産大豆の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類：  
\_\_\_\_\_

生産年度：  
\_\_\_\_\_

等級	検査数量	形質	水分過多	被害粒										未熟粒	異種穀粒	異物
					病害粒	虫害粒	変質粒	破砕粒	皮切れ粒	はく皮粒	汚損粒	しわ粒	その他			
2等																
3等																
規格外																
計																

- 備考
- 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
  - 2 数量の単位は、キログラムとすること。

別記様式第5号

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類：  
\_\_\_\_\_

生産年度：  
\_\_\_\_\_

銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	1等 (合格)	2等	3等	規格外	備 考
合 計								

- 備考
- 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
  - 2 数量の単位は、キログラムとすること。

別記様式第6号

外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、外国産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

種 類	銘 柄	荷 造 り 及 び 包 装	量 目	検査総数量	1等 (合格)	2等	3等	4等	5等	規格外	備 考
合 計											

- 備考
- 1 「種類」の欄には、政府買入委託契約、売買同時契約（S B S 契約）及び民間貿易の別並びに農産物の種類（米穀、小麦、大麦・裸麦及びその他農産物の別）を記載すること。
  - 2 数量の単位は、トンとすること。

別記様式第7号

成分検査に係る検査結果報告書（           年   月分）

年       月       日

愛知県知事 殿

住       所  
名       称  
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、成分検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

証明番号	種 類	生産年度	銘 柄	検査数量	測 定 結 果		
					たんぱく質	アミロース	で ん 粉

備考   数量の単位は、キログラムとすること。

東海農政局長 殿

愛知県知事

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度 \_\_\_\_\_

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	検査区分	銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	特 上	特 等	1 等 (合格)	2 等	3 等 (等外)	規格外 (等外上)	備 考

備考1 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）、法第6条の品位等検査（麦の品位等検査）及び法第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。

2 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第1条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあつては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。

3 大豆の検査結果にあつては、会計年度の累計とし、生産年度ごとに別葉とすること。

4 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。

年 月 日

東海農政局長 殿

愛知県知事

水稲うるち玄米の機械鑑定による品位についての検査の検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度：  
\_\_\_\_\_

都道府 県名	農産物 の種類	検査区分	銘 柄	荷造り及 び包装	量目	検査総 数量	品位の測定結果											
							容積重	白未熟 粒	水分	死米	胴割粒	砕粒	着色粒	異種穀粒		異物		
														基準値 以下	基準値 超	基準値 以下	基準値 超	

(注) 1 「検査の区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）、第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）の別を記載すること。

2 「農産物の種類」の欄には、「水稲うるち玄米」と記載すること。

なお、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第1条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあたっては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。

3 品位の測定結果については、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）第一の二の(三)のハの(ロ)に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づく測定値の加重平均値等を記載する。ただし、異種穀粒及び異物については「基準値超」又は「基準値以下」となった加重割合を記載する。

様式第2号

年 月 日

東海農政局長 殿

愛知県知事

国内産米穀の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度 \_\_\_\_\_

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	等級	検査数量	整粒不足	形質	水分過多	被害粒	死米	着色粒	異種穀粒	異物	その他

備考1 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第1条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあつては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。

様式第3号

年 月 日

東海農政局長 殿

愛知県知事

国内産麦類の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度 \_\_\_\_\_

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	等級	検査数量	容積重	整粒不足	形質	水分過多	被害粒	異種穀粒	異物	その他





様式第5号

年 月 日

東海農政局長 殿

愛知県知事

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書 ( 年 月 日現在累計)

生産年度 \_\_\_\_\_

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	1 等 (合 格)	2 等	3 等 (等 外)	規格外 (等外上)	備 考

備考1 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。

2 会計年度の累計とし、生産年度ごとに別葉とすること。

東海農政局長 殿

愛知県知事

外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年4月1日から 年3月31日まで）

生産年度 \_\_\_\_\_

(単位：トン)

都道府県名	種 類	銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	1 等 (合格)	2 等	3 等	4 等	5 等	規格外	備 考

備考1 「種類」の欄には、政府買入委託契約、売買同時契約（SBS契約）及び民間貿易の別並びに農産物の種類（米穀、小麦、大麦・はだか麦及びその他農産物の別）を記載すること。

2 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。

様式第7号

東海農政局長 殿

年 月 日

愛知県知事

成分検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

(単位：kg)

都道府県名	証明番号	種 類	生産年度	銘 柄	検査数量	測定結果			備 考
						たんぱく質	アミロース	でん粉	

備考1 「備考」の欄に検査を行った登録検査機関名を記載すること。